

救急の日・ 救急医療週間

適正な利用を



詳しくは

- ①②③⑤ 救急課 ☎6481-3966
- ④ 保健企画課 ☎4869-3010へ

市内の救急告示医療機関

医療機関名	所在地	電話番号
安藤病院	東難波町5丁目19-16	6482-2922
県立尼崎総合医療センター	東難波町2丁目17-77	6480-7000
近藤病院	昭通4丁目114	6411-6181
尼崎新都心病院	潮江1丁目3-43	6493-1210
尼崎中央病院	潮江1丁目12-1	6499-3045
大隈病院	杭瀬本町2丁目17-13	6481-1667
合志病院	長洲西通1丁目8-20	6488-1601
関西労災病院	稲葉荘3丁目1-69	6416-1221
田中病院	武庫川町2丁目2	6416-6931
西原クリニック	稲葉荘1丁目8-17	6430-1800
立花病院	立花町4丁目3-18	6438-3761
アイワ病院	東園田町4丁目101-4	6499-0888
青木外科整形外科	若王寺1丁目2-23	6491-0148
はくほう会セントラル病院	東園田町4丁目23-1	4960-6800

休日夜間の医療機関

医療機関名	所在地	電話番号
口腔(こうくう)衛生センター	東難波町4丁目13-14	6481-3005
休日夜間急病診療所(内科・※小児科・耳鼻咽喉科・眼科)	水堂町3丁目15-20	6436-8701

※小児科の受付時間については11ページ参照

9月9日は「救急の日」、3日～9日は「救急医療週間」です。

① 救急車の出動状況

平成28年中に市内の救急車が出動した件数は2万8725件で、平成27年中に比べて1252件増加しています。出動件数は年々増加しており、この傾向が続くと、救急出動対応が遅れる恐れがあります。

傷病者への対応が遅くなると、救える命が救えない危険性が出てきます。緊急性のない軽いけがや入院、通院のための救急要請は控えてください。自分で病院に行ける場合は、救急車以外の交通手段で病院へ。

本市では、24時間、9台の救急車が活動しています。本当に必要なときに

救急車が利用できるよう、救急車の適正な利用をお願いします。

② 救急車を呼ぶときは

救急車を呼ぶときは119番に電話し、落ち着いて次のことを心掛けてください。

▽火事が救急か、住所(場所)、現場の目標となるもの、傷病者の氏名や病気がけがの状況などを伝える▽傷病者の意識・呼吸を確認し、呼吸がなければ心肺蘇生を開始▽救急車が見えたら、手を振って誘導する▽救急隊員が到着したら、これまでの容体の変化や応急手当の内容などを伝える。

③ 予防救急の取り組みを

救急搬送件数のうち約半数は、入院

を必要としない軽症となっています。その中には、少しの注意や事前の対策で、未然に病気がけがを防げたかもしれないものがあります。救急車が必要になるような病気がけがを、少しの注意や心掛けで防ぐ取り組みを「予防救急」といいます。

安全・安心に暮らせるよう、いざというときに自分でできる予防救急の確認を。詳しくは市のホームページをご覧ください。

④ 救急告示医療機関など

市内には、救急の患者が対象の優先ベッドなどを備える「救急告示医療機関」と応急手当を行う「休日夜間の医療機関」があります(左上表)。

⑤ 心肺蘇生が重要です

突然起こる病気がけがの中には、意識がなくなったり、心臓・呼吸が止まったりするものがあります。このようなどきに行う胸骨圧迫や人工呼吸を、心肺蘇生といいます。

心臓が止まると15秒以内に意識がなくなり、そのままの状態が続くと脳の回復は困難となります。心臓が止まっている傷病者に対して心肺蘇生を実施し、心臓や脳に血液を送り続けることやAEDを使用することは、心拍の再開や後遺症の軽減につながります。

AEDの設置施設(市の公共施設や防火協会会員登録事業所など)は市の

ホームページで確認できます。ただし、使用可能と掲載している曜日や時間も、必ずしも常時使用可能とは限りませんのでご注意ください。

普通救命講習

◆普通救命講習Ⅰ 毎月第2・4木曜日。成人に対する心肺蘇生法などについての講習を。

◆普通救命講習Ⅲ 毎月第3木曜日。小児や乳児、新生児に対する心肺蘇生法などについての講習を。

いずれも時間は午後1時～4時、防災センター(第4木曜日は北部防災センター)で。対象は市内在住か在勤の中学生以上の人。申し込みは所定の用紙を直接各消防署か、ファクスで救急課(FA X 6483・5023)へ。所定の用紙は各消防署にあります。市のホームページから印刷もできます。10人以上の団体は、開催日時や場所を各消防署とご相談ください。

救命入門コース

時間は1時間30分～3時間未満。対象は市内在住か在勤で小学4年生以上の10人以上の団体。開催日時や場所は各消防署とご相談ください。

心肺蘇生法を
身に付けよう

